

情報化社会におけるプライバシー権等、基本的人権のあり方

東京大学大学院法学政治学研究科教授

宋戸 常寿

1 新しい人権の概念

- ✓ 個人の尊重（憲法 13 条前段）
 - 利己主義（エゴイズム）とも全体主義とも異なる
 - 自ら生き方を選択し責任を引き受ける人格的自律の存在としての個人から成る社会のあり方
- ✓ 基本的人権
 - 人格的自律の存在としての個人の生き方に不可欠の権利自由
 - 憲法の人権条項は憲法制定の時点において基本的人権として観念されたもの
→ 憲法制定後の社会の変化による「新しい人権」の登場
- ✓ 幸福追求権（憲法 13 条後段）
 - 包括的基本権、補充的権利、具体的権利
 - 最大判昭和 44・12・24 刑集 23 巻 12 号 1625 頁
国民の私生活上の自由
承諾なしに、みだりに容ぼう等を撮影されない自由

2 プライバシーの概念

- ✓ 個人の私生活に対する国家権力の介入の制限
 - 21 条 2 項：通信の秘密
35 条：住居・書類・所持品について侵入・搜索・押収を受けることのない権利
 - 科学技術の発展に伴う、新たな私生活の侵害とその危険
→ 私生活それ自体を内容とするプライバシー権の主張
- ✓ 私生活の平穏としてのプライバシー
 - 一人で放っておいてもらう権利
氏名・肖像の盗用、私生活への侵入、私事の公開、公衆に誤認させるような公表
 - プライバシーの保障の広がり
 - 世界人権宣言 12 条：自己の私事（privacy）、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉されない権利
 - 比較憲法プロジェクト：167 カ国の憲法・人権法がプライバシー・私生活の自由を明文で保障
<https://www.constituteproject.org/search?lang=en&key=privacy>
 - アメリカ・カナダ・日本：判例によってプライバシーを保障

- ✓ 自己情報コントロール権としてのプライバシー
 - 情報処理技術の発達、データバンク社会による人格的生存への脅威
 - 自分が特定の文脈で開示した情報の適正な利用、管理を求める権利
 - 機微性の高い情報（思想・信条等）に限らず個人識別情報（氏名・住所等）を含む
 - ※最判平成 15・9・12 民集 57 卷 8 号 973 頁
 - 多様な社会生活に不可欠な「絆」としてのプライバシー

3 憲法上のプライバシー

- ✓ 国家権力に対する防御権としてのプライバシー
 - 最大判昭和 44・12・24 刑集 23 卷 12 号 1625 頁（肖像）
最判昭和 56・4・14 民集 35 卷 3 号 620 頁（前科）
最判平成 7・12・15 刑集 49 卷 10 号 842 頁（指紋）
→情報の内容・性質、取得・利用・提供の目的・必要性等の総合的衡量
 - 最判平成 20・3・6 民集 62 卷 3 号 665 頁（住基ネット事件）
個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由
情報漏洩等の具体的な危険の審査
→情報システム・情報ネットワークシステムにおける適正な構造の確保
- ✓ 「安全」とプライバシー
 - 刑事司法、犯罪捜査、セキュリティ対策
テロ対策のための国内・国際的な情報共有
 - 「安全かプライバシーか」ではなく「安全もプライバシーも」
プライバシー制限の実体的な条件の法定
適正手続の確保、プライバシーの保護を監督する組織の独立性
 - 最大判平成 29・3・15 裁時 1672 号 1 頁（GPS 捜査）
プライバシーが強く保護されるべき場所や空間、個人の行動の継続的・網羅的把握
合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法である
GPS 捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害する
→安全とプライバシーの多層的な調整は立法権の責務

4 個人情報保護法とプライバシー

- ✓ 経済活動のグローバル化、情報通信技術の発達
各国のデータ保護法の整備
国際的取組（OECD ガイドライン、EU データ保護指令）
- ✓ 個人情報保護法

- 保護と利活用のバランス
個人情報、個人データ、保有個人データの区別に応じて、本人と事業者の間で権限を分配する行政規制
- 改正個人情報保護法
個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報→慎重な取扱い
利用目的の変更の緩和、匿名加工情報制度→ビッグデータとしての利活用
- ✓ データ流通環境整備とプライバシー
 - 第四次産業革命（AI、IoT、ロボット等）による国民生活の向上
オープンデータの促進による政府・社会の透明性の向上
EUにおけるデータポータビリティの議論
→本人の実効的コントロールによる、安心してデータを提供するためのルール作り
 - プロファイリング
誤った評価による差別の可能性、「先回りされる個人」
選挙・世論等、民主主義のあり方にも大きな影響
→差別的取扱いの禁止をも含めた検討が必要

5 私法上のプライバシー

- ✓ 私法上の人格権としてのプライバシー
最判平成 7・9・5 判時 1546 号 115 頁（思想信条）
- ✓ 表現の自由との調整
 - 東京地判昭和 39・9・28 下民集 15 卷 9 号 2317 頁（宴のあと事件）
最判平成 6・2・8 民集 48 卷 2 号 149 頁（ノンフィクション「逆転」事件）
最判平成 15・3・14 民集 57 卷 3 号 229 頁
→総合比較衡量、社会の正当な関心事
 - 最判平成 17・11・10 民集 59 卷 9 号 2428 頁
肖像権、受忍限度論、プライバシーへの合理的期待
- ✓ インターネット上の検索エンジンの検索結果の削除
 - EUの「忘れられる権利」はデータ保護法上の削除請求権
⇔日本では、人格権侵害を理由とする仮処分による差止め
 - 最決平成 29・1・31 判タ 1434 号 48 頁
検索結果を表示する表現行為、インターネット上の情報流通の基盤、方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約
比較衡量においてプライバシーの利益が上回ることが明らかである場合は削除
※仮処分の手続的性格、安易な削除は知る権利を不当に害する
 - ICT社会と「時の経過」による前科の保護
検索エンジン、インターネットだけではなく、更生のあり方として議論が必要

6 憲法改正とプライバシー

✓ 憲法改正は自己目的ではない

- 何をどこまで具体的に実現するのか（しないのか）
- 「私生活の平穩」と「データ保護の権利」の異同

（参考）欧州基本権憲章

7 条（私的生活および家族生活の尊重）

あらゆる人は、私的なならびに家族の、生活、住居および通信を尊重される権利をもつ。

8 条（個人情報の保護）

1 あらゆる人は、自らに関する個人情報を保護される権利をもつ。

2 当該情報は、関係する人の同意にもとづいて、もしくは法の定める正当な理由にもとづいて、特定された目的のために公正に処理されなければならない。あらゆる人は、自らに関する収集された情報を入手する権利をもち、当該情報を修正させる権利をもつ。

3 これらの準則の遵守は、独立機関による統制に服するものとする。

✓ 憲法上のプライバシーの機能は国家権力の限界・制限

- 21 条 2 項や 35 条との関係の整理
- プライバシーの「制限の制限」を織り込んだ検討

（参考）ヨーロッパ人権条約

8 条（私生活及び家庭生活の尊重についての権利）

1 すべての者は、その私的及び家庭生活、住居及び通信の権利を有する。

2 この権利の行使については、法律に基づき、かつ国の安全、公共の安全若しくは国の経済的福利のため、また、無秩序若しくは犯罪防止のため、健康若しくは道徳の保護のため、又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なもの以外のいかなる公の機関による干渉もあってはならない。

✓ 「憲法事実」としてのプライバシーをめぐる状況の把握と対応の検討

- スノーデン事件以降のプライバシー法の激変
EU 司法裁判所のセーフハーバー協定無効決定
スノーデンファイルをめぐる報道
- 「憲法の番人」として、安全とプライバシーの両立の真摯な検討を

【参考文献】

衆議院憲法調査会報告書（2005 年）

衆憲資 28 号「知る権利・アクセス権とプライバシー権に関する基礎的資料—情報公開法制・個人情報保護法制を含む」（衆議院憲法調査会事務局、2003 年）

衆憲資 63 号「衆議院憲法調査会における『国民の権利及び義務』に関するこれまでの議論」(衆議院憲法調査会事務局、2005 年)

衆憲資 78 号「憲法に関する主な論点(第 3 章 国民の権利及び義務)に関する参考資料」(衆議院憲法審査会事務局、2012 年)

衆憲資 94 号「『新しい人権等』に関する資料」(衆議院憲法審査会事務局、2017 年)

大戸常寿「13 条」戸松秀典＝今井功編『論点体系 判例憲法 I』(第一法規、2013 年)
80 頁以下

大戸常寿「安全・安心とプライバシー」論究ジュリスト 18 号(2016 年) 54 頁以下

大戸常寿「検索結果の削除をめぐる裁判例と今後の課題」情報法制研究 1 号(2017 年)
45 頁以下

以上